

東京都正規雇用等転換安定化支援助成金 のご案内

東京都は正規雇用等転換後も労働者が安心して働き続けられる
労働環境整備を行った企業に助成します！！

助成金の概要

正規雇用等転換後も労働者が安心して働き続けられるよう計画的な育成を行うとともに、退職金制度や結婚育児支援制度の整備、対象労働者の賃上げなどの労働環境整備を行った企業に対して助成金を交付します。

※詳細は「申請の手引き」をご確認ください。

●対象

東京労働局管内に雇用保険適用事業所を置く、国のキャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給決定を受けた中小企業等

●助成要件

対象労働者（※）に対して支援期間（3か月）のうちに以下の支援を行うこと。

ア 指導育成計画（3年間）の策定

イ 指導育成者（メンター）の選任及びメンターによる指導

ウ 指導育成計画に基づく研修の実施

※キャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給対象労働者であり、令和3年4月1日以降に都内事務所に
おいて転換した労働者です。

●助成金額

対象労働者数に応じ、下記に定める金額を事業主に交付します。

対象労働者数	助成額
1人	20万円
2人	40万円
3人以上	60万円

●助成金加算

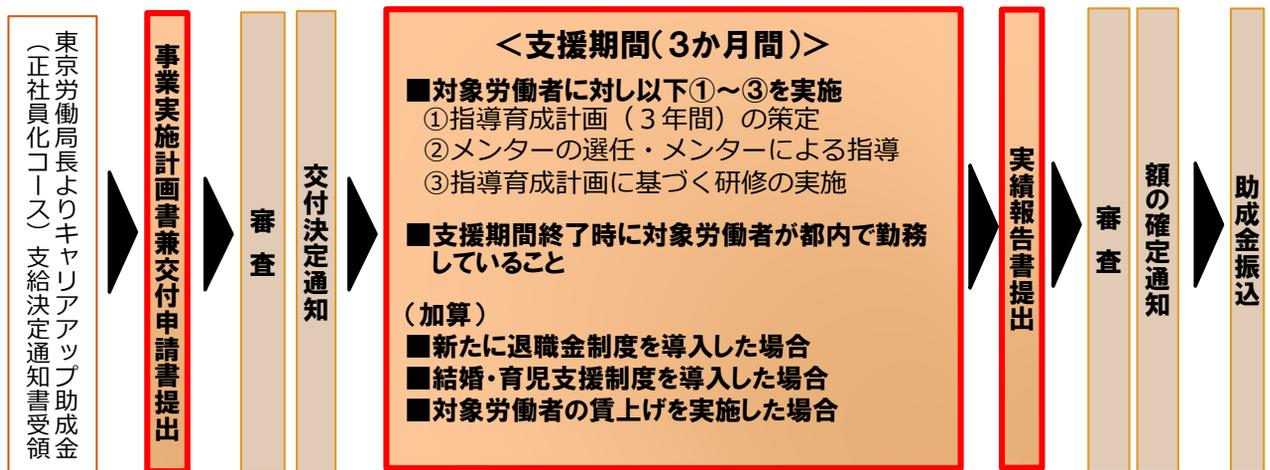
下記に掲げる取組を実施した事業主に対し、助成金を加算します。

加算事項	加算額
退職金制度整備加算	10万円
結婚・育児支援制度加算	10万円
賃上げ加算	最大18万円（1人6万円、最大3人）

※退職金制度及び結婚・育児支援制度に係る加算は、1事業主当たり1回限りです。

助成金の手続

東京労働局よりキャリアアップ助成金（正社員化コース）支給決定通知書を受領した後、東京都に申請してください。（日程は下記の通り）
※赤の部分が申請事業主の方が行う手続です。



申請の受付等

交付申請受付期間	支援期間	実績報告受付期間
5月1日(水)～5月31日(金)	7月1日～9月30日	10月1日(火)～10月25日(金)
6月1日(土)～6月30日(日)	8月1日～10月31日	11月1日(金)～11月25日(月)
7月1日(月)～7月31日(水)	9月1日～11月30日	12月1日(日)～12月25日(水)
8月1日(木)～8月31日(土)	10月1日～12月31日	1月1日(水)～1月25日(土)
9月1日(日)～9月30日(月)	11月1日～1月31日	2月1日(土)～2月25日(火)
10月1日(火)～10月31日(木)	12月1日～2月28日	3月1日(土)～ 3月18日(火)

※ 各回の受付期間開始日から最終日までの消印有効

※ **第6回の実績報告受付期間は、他の回よりも短くなっています**ので、ご注意ください。

申請の方法

最新の「**申請の手引き**」をご確認の上、**原則郵送又は電子申請**にてご提出ください。

※ 記録が残るレターパック等の方法により送付してください。

※ 「申請の手引き」や申請に必要な各様式は、TOKYOはたらくネットからダウンロードしてください。

(<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seiki-koyo/kigyou/anteika/>)



申請受付・問い合わせ

東京都正規雇用化推進窓口
(東京都正規雇用等転換安定化支援助成金担当)
電話：03(6205)6730

〒160-0021
東京都新宿区歌舞伎町2-42-10ハローワーク新宿5階
受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで

国が実施するキャリアアップ助成金(正社員化コース)とは…

国が、有期契約労働者等の正規雇用労働者への転換、または派遣労働者の直接雇用化を行う事業主に対して助成するもので、有期契約労働者等のより安定度の高い雇用形態への転換を通じたキャリアアップを目的としています。

※助成金の支給を受けるためには、都道府県労働局よりキャリアアップ計画の認定を受けるほか、所定の手続が必要となります。

詳細についてはこちら

☞ 「キャリアアップ助成金」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jiyounushi/career.html